

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第 3 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1 その他の世帯の項中

78,000	80,900	83,700	86,600	89,400	92,300	95,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

77,900	80,800	83,600	86,500	89,300	92,200	95,000
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、令和3年4月分の児童福祉法第51条第4号及び第5号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)